

(一) 「私立法律学校特別監督条規」制定 (他)

帝国大学

三月一日勅令第三号ヲ以テ帝国大学令ヲ公布セラル因リテ東京
大学工部大学校ヲ合併シ大学院及法科医科工科文科理科ノ五分
科大学ヲ設ク 廿三日大学院規程ヲ設ケ分科大学卒業生若クハ
特ニ設ケタル定期ノ試験ニ合格セシモノヲ入レ之ヲ給費自費ニ
分チ攻究ノ期限ハ二年ヲ超エサルコトニ定ム 二十六日勅令第
九号ヲ以テ帝国大学職員官等ヲ公布セラル^(朱書)四月一日大学院
学生給費及ヒ補助規程ヲ定メ給費ハ特別奨励ヲ要スル学科ヲ修
ムル学生ニ限り学資及ヒ學術研究ノ為ニ要スル所ノ旅費ヲ給シ
補助ハ自費生ニ學術研究ノ為ニ要スル所ノ旅費ヲ補助スルモノ
トス 同日分科大学特待学生規程ヲ定メ學術優等品行端正ナル
モノヲ選ヒテ特待学生トシ授業料ヲ免除シ其特別保護ヲ要スル
学科ヲ修ムルモノニ限り学資ヲ給スルト定ム 七日帝国大学
令公布ノ日即チ三月一日ヲ以テ帝国大学ノ紀念日トシ当日休業
スルト定ム 同日医科大学及ヒ工科大学ノ学年ヲ改メ他ノ分
科大学ト等シク九月十一日ヨリ翌年七月十日マテヲ一学年トシ
工科大学ハ直ニ之ヲ施行シ医科大学ハ二十年九月ヨリ之ヲ施行
スルト定ム 九日分科大学学生及ヒ選科生徒ノ授業料ヲ一箇
月金二円五十錢ト定ム 廿三日分科大学ノ修学期限ヲ法工文理

科ハ三周年医科ハ四周年ト定ム 廿七日分科大学卒業証書式ヲ
定ム 同日帝国大学々々生競技運動會競漕會等春秋雨季ノ土曜日
ヲ以テ一回ツ、施行シ当日休業ノ^(朱書)ニ定ム^(朱書)五月廿二日分科
大学課程中一課目又ハ數課目ヲ選ヒテ専修セント欲スルモノハ
選科生トシテ入学セシムヘキ規程ヲ定ム 同日分科大学第一年
級ニ入ルヲ得ルハ高等中学校若クハ文部大臣ニ於テ之ト同等ト
公認シタル学校ノ卒業証書ヲ受領シタルモノ若クハ本学ニ於テ
試問ヲ經タルモノトシ其入学試問ヲ要スルモノハ受験料金五円
ヲ納メシムル^(朱書)ニ定ム 廿六日帝国大学評議會規程ヲ定ム^(朱書)
六月寄宿舎、病理学教場新築成ル^(朱書)七月五日分科大学ノ学科
課程ヲ定ム 十日旧東京大学教授ノ講演演說ニ関シ規定シタル
条項ニ修正ヲ加ヘ講演ノ事項ハ各分科大学ノ諸科ニシテ成ルヘ
ク教育上民業上等ニ裨益多キモノヲ選ハシム 同日分科大学々
生貸費規程ヲ定メ貸費生ハ貸費者ノ示命ニ從ヒ貸費ヲ受ケタル
年数ト均シキ期限内其事業ニ従事セシムルモノト奨學ノ為メト
ノ二種トシ特待学生規程中學資給与ノ法ヲ廢ス 八月廿五日私
立法律学校特別監督条規ヲ定メ東京府下ニ設置セル私立法律学
校ニシテ三年以上ノ課程ヲ以テ仏蘭西法律科、独逸法律科、英
吉利法律科中ノ一科ヲ教授スルモノ、中其適當ト認ムヘキ学校
ヲ選ヒ該条規ニ依リ帝国大学総長ヲシテ監督セシメ帝国大学総
長ハ法科大学職員中ヨリ委員ヲ選定シ常時及ヒ試験ノ時該学校
ニ監臨セシメ又該学校卒業生ノ優等者ハ法科大学ニ於テ司法官
吏立合ノ上試問ヲナシ及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付スルト定
ム^(朱書)九月十日分科大学ニ於テ卒業ノ後師範学校若クハ中学校

ノ教員タルヘキ契約ヲ以テ三十人以内ノ貸費生ヲ養成シ之ヲシ
 テ教員ノ資格ヲ得シメンカ為メニ特ニ教育学ヲ授ケ其貸費ハ本
 省ヨリ支弁スル^(未書)〇十月十四日帝国大学図書館規則ヲ
 定ム 廿五日大学院貸費生ハ都テ分科大学々々生貸費規程ニ拠リ
 テ処置スルコトニ定ム 廿九日 聖駕臨幸アリ^(未書)〇十一月相
 模三浦郡ニ新築セル水産実験場成ル^(未書)〇十二月六日分科大学無
 給助手規程ヲ定メ大学院若クハ分科大学卒業ノモノニ限り志願
 ニヨリ之ヲ命シ専攻ノ事項ニ付更ニ実験ヲ積ミタル後実業ニ就
 クヲ得シム

分科大学ノ学生ニ卒業証書ヲ授与セルモノ七月十二日二四十九
 名アリ即法科大学法律学科生十名政治学科生一名医科大学医学
 科生三名工科大学土木工学科生十一名機械工学科生六名造船学
 科生電気工学科生採鉱冶金学科生造家学科生各一名応用化学科
 生三名採鉱学科生二名文科大学哲学科生二名和文学科生一名理
 科大学物理学科生植物学科生各二名化学科生動物学科生各一名
 ナリ

右ノ外医科大学別課医学生徒ニ卒業証書ヲ授与セルモノ五月廿
 五日二六十九名十二月廿七日二九十八名同製薬学生徒ニ卒業証
 書ヲ授与セルモノ十二月廿七日二十四名アリ又七月十四日二文
 科大学古典講習科生徒二十九名ニ卒業証書ヲ授与セリ

東京職工学校 四月十九日日本校ヲ帝国大学ノ附属トナス^(未書)〇六
 月十五日日本校ノ規程ヲ定メ帝国大学書記官ヲシテ之ヲ管理シ帝
 国大学総長ノ命令ノ範囲内ニ於テ校務ヲ処弁セシメ教授ハ工科
 大学教授ヲ以テ之ニ充テ又本校ノ事業ニ関スル方法ヲ諮詢スル

為ニ本校管理者教授及農商務省奏任官ノ中ニ就テ委員四名ヲ置
 ク^(未書)〇八月廿四日本校ノ学科課程ヲ仮定シ本科ヲ染工科、陶器
 玻璃工科、製品科、機械科ノ各専門学校ニ區別シ予科ヲ廃シテ
 修業期限ヲ三箇年ニ短縮シ新ニ速成科ヲ設置ス^(未書)〇本年中本校
 生徒ノ旧教則ニ依リ卒業セルモノ化学工芸科二十四名機械工芸
 科二十名計二十四名アリ之ヲ本校設置以來第一次ノ卒業生トス

(後略)

〔文部省報告書 明治十九
 年〕 2A, 35-5, ①1520